

令和 7 年度
いじめ防止基本方針

大網白里市立瑞穂小学校

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、家庭や地域が子どものいじめに関する課題意識を学校と共有し、また、子ども自ら安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

本校は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)に基づき、いじめ防止に積極的に努め、いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、かけがえのない生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め、「いじめは決して許されない」ということを全体が認識することを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) 本校及び本校教職員の責務

いじめが行われず、本校に在籍する全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり「全ての児童等に関わる問題である」という基本認識にたち、地域や家庭に学校の取り組みを周知し、保護者・地域・専門機関と連携を図るようにする。学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3 いじめ防止のための対策に関する基本的な施策

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育や人権教育及び読書活動、体験活動等の充実を図る。

児童が自主的な活動などにより、自主的にいじめ防止に資する活動を進めていくことを支援する。

- ② 「学校いじめ防止基本方針」をホームページへ掲載するほか、様々な機会を活用して、保護者や児童に周知することで、いじめ防止につなげていく。また、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
- ③ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、いのちを大切にするキャンペーン（いじめ根絶のポスター作成）、人権週間を実施し、認識の共有化を図る。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。学校全体で暴力や暴言を許さない風土を醸成していく。
- ⑤ 学校評価にいじめ防止に関する取り組みについての評価項目を設定するとともに、評価結果を踏まえ PDCA サイクルに基づき、取り組みの改善を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童及び保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・全児童対象の生活アンケート（いじめアンケート）を4・5・7・9・10・12・1・3月に行い、その結果を受けて学級担任による児童との面談を行う。
- ・年3回の教育相談を実施する。（全児童との面談）
- ・保護者対象アンケート調査を実施する。年2回（7月，1月）

② いじめ相談体制

児童及び保護者が抵抗なくいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・教育相談窓口の周知
- ・教育相談室の設置
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・相談箱を設置（2つ）し毎日確認をする。

③ SNS、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように次の活動を行う。

- ・情報モラルに関する授業
- ・外部機関を利用した特別授業
- ・保護者会等での情報提供

(3) いじめ防止等に関する措置

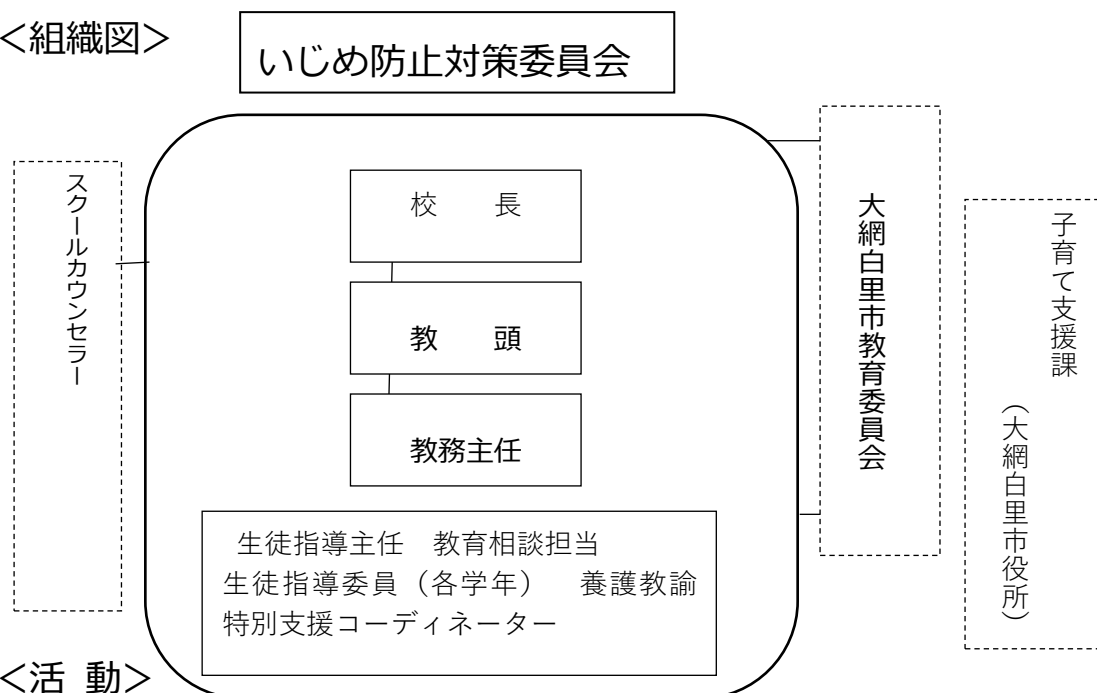
- ### ① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置（生徒指導委員会を包括して、組織するものとする。）

<構成員>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，教育相談担当①

特別支援教育コーディネーター，養護教諭，学年生徒指導担当

<組織図>



<活 動>

- ・生活指導に関わること。
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ・いじめの早期発見に関すること。
(アンケート調査，教育相談等)
- ・いじめ事案の対応に関すること。

<開 催>

月1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア 通報を受けたとき，その他，本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは，一人で抱え込むことなく組織的な対応につなげ，事実関係の把握・いじめであるか否かの判断等，速やかに組織的に対応し，その結果を市教育委員会に報告する。

イ いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童を徹底して守り抜くこと

を伝えるとともに、いじめを受けた児童と保護者に対するケアと支援を行う。また、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら対応する。いじめが「解消している」（国の基本方針の「いじめ解消」の定義による）状態に至った場合でも、当該児童等について、一定期間継続して注意深く見守っていく。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係する保護者と共有するため必要な措置をとる。

オ いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下重大事態という）は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、質問票の使用等により事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、徹底して守り抜くことを伝えるとともに、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ SNS、インターネット等によるいじめを認識した際には、関係機関に対し、速やかに削除を依頼する等、情報の拡散を防ぐ措置を講じるものとする。

(4) 年間計画

(○教職員の取組 ◇教職員研修 □児童の取組)

月	取 組 内 容
4	○いじめ防止対策委員会①の実施 ○SOSの出し方教育の実施 ○生活アンケートと、記述があった児童に対する面談 □「いじめ根絶」に向けた取り組み…いじめに対する標語の作成，掲示物の作成 ◇研修①「学校いじめ防止基本方針についての共通理解」
5	○いじめ防止対策委員会②の実施 □いじめに対する標語の掲示 ○生活アンケートと、記述があった児童に対する面談
6	○いじめ防止対策委員会③の実施 ○教育相談週間①の実施 ・児童全員に対する個人面談
7	○生活アンケートと、記述があった児童に対する面談 ○いじめ防止対策委員会④の実施 ○保護者個人面談①の実施 ○保護者アンケート①の実施
8	◇研修②『いじめ防止基本方針』と『自殺防止基本方針』の理解

9	○いじめ防止対策委員会⑤の実施 ○生活アンケートと，記述があった児童に対する面談
10	○いじめ防止対策委員会⑥の実施 ○生活アンケートと，記述があった児童に対する面談
11	○いじめ防止対策委員会⑦の実施 ○教育相談週間②の実施 ・児童全員に対する個人面談
12	○いじめ防止対策委員会⑧の実施 ○生活アンケートと，記述があった児童に対する面談 ○保護者個人面談②の実施
1	○いじめ防止対策委員会⑨の実施 ○生活アンケートと，記述があった児童に対する面談 ○保護者アンケート②の実施
2	○教育相談週間③の実施 ・児童全員に対する面談 ○いじめ防止対策委員会⑩の実施 ◇研修③「学校いじめ防止基本方針の見直し」
3	○いじめ防止対策委員会⑪の実施 ○生活アンケートと，記述があった児童に対する面談

令和5年4月12日 改定

令和5年2月 見直し

令和6年4月 改定